**学外研修報告**

**原子力規制庁主催「放射線障害の防止に関する法令改正の説明会」参加報告**

共通機器部門 放射線管理技術班 木庭亮二

**1.　はじめに（目的等）**

平成29年4月14日に「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」が改正され、平成30年1月5日にその施行令が公布され、4月1日に施行された。

今回の法令改正では放射線施設として対応が必要となる項目があるが、ウェブで得られる情報だけでは判断の付かない内容も多いため、原子力規制庁職員による説明を聞き、配属施設での対応を確認するために参加した。

**2.　期間・場所**

期間：平成30年6月18日（月） 10：00 ～ 16：00

場所：九州大学医学部 百年講堂 大ホール

**3.　参加者等**

放射線施設の放射線取扱主任者・管理職員・事務職員など、約200名程度

**4.　研修内容**

原子力規制庁職員による法令改正の概要及び施設対応が必要となる個別項目について説明が行われた。

最初に法令改正の概要について説明があり、その後今回の法令改正で施設が対応すべき放射線障害予防規程の改訂、事故等の報告強化について細かい説明を受けた。

また、質疑応答の時間もあったため、その時間を利用して不明な点の確認も行った。

1. **まとめと感想**

特に予防規程の改訂、事故等の報告については、事前にウェブで得た情報だけでは対応の内容や程度を確定することが難しかった。今回参加したことで、担当官の説明により詳細や意図が分かり、今後の対応の指針とすることが出来ると感じた。

現在、配属先でも法令改正への対応に動いているため、今回得た情報も利用してその準備を行っていく。